

学位論文要旨

王朝国家宮廷儀礼の成立と音楽

山本 佳奈

I. 論文題目

王朝国家宮廷儀礼の成立と音楽

II. 論文目次

序章 平安時代の儀式と音楽に関する研究と本稿の課題

第一章 儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負楽

第一節 相撲

第二節 賭弓

第三節 競馬

第二章 相撲儀礼の転換 ―相撲「節会」から相撲「召合」へ―

第一節 相撲「節会」と「召合」

第二節 「節会」から「召合」への転換

第三節 臨時の相撲―童・瀧口・蔵人所衆の相撲―

第三章 歩射の儀礼・行事

第一節 射礼の意義と変質

第二節 正月十八日賭弓の成立と年中行事化

第三節 射場始・殿上賭弓の成立と機能

第四章 五月五日節会と騎射・競馬

第一節 五月五日節会の機能と展開

第二節 行幸競馬の成立と騎射手結の展開

第五章 八～九世紀における雅楽寮の機能とその変遷

第一節 雅楽寮研究の成果と課題

第二節 九世紀後半における雅楽寮の改編

第三節 雅楽寮の奏楽分担儀礼・行事について

第四節 雅楽寮の奏楽の役割

第六章 奏楽機関としての近衛府の成立と展開

第一節 奏楽機関としての近衛府のはじまり

第二節 近衛府の奏楽担当儀礼の基準

第三節 近衛府の奏楽の役割

第七章 内裏常設楽所と儀礼・行事

第一節 楽所が奏楽に携わる行事

第二節 楽所の構成

第三節 楽所創設の背景

終章 王朝国家宮廷儀礼の成立と奏楽機関の展開

III. 論文要旨

序章 平安時代の儀式と音楽に関する研究と本稿の課題

本論文で取り上げるのは、王朝国家の宮廷儀礼・行事である、相撲、賭弓、競馬などの勝負儀礼と、儀礼で勝負楽等の音楽を奏する奏楽機関である。歴史学の分野における儀式や年中行事をテーマとした研究は、倉林正次『饗宴の研究』儀礼編・文学編（桜楓社、1965年・1969年）、山中裕『平安朝の年中行事』（塙書房、1972年）を先駆とし、1980年代には、儀式の行われる「場」や儀式の参列者に焦点を当てて儀式の成立や展開・構造の変化を分析し、その背後にある国家構造・政治システムの変容・展開を解明する研究が進められた。儀式を素材に政治機構や国家構造の研究に取り組み始めた古瀬氏は、摂関期を、過渡的様相を示しながらも律令制の最後の段階と位置づけられた^{*1}。氏の研究視角を継承した大日方克巳氏は、本論文で取り上げる歩射・相撲・弓馬の儀礼の成立過程および展開を、律令国家の成立・展開と関連させてとらえ、9世紀から10世紀における変質の様相について検討された^{*2}。氏の見解は、10世紀以降の儀礼は律令国家の国家儀礼である節会が縮小・変質・分解した結果であるというものであり、平安中期を律令国家の崩壊過程と理解されていることになるが、それでは10世紀に始まる儀礼・行事が院政期へと継承・発展していく事実を説明することはできず、平安中期の国家・宮廷のあり方を正確に把握しえない。筆者は、相撲節会と召合についての検討から、9世紀末から10世紀初頭に儀礼が転換したことを明らかにし、同時期に国家のあり方が転換したとの見通しを得た。よって筆者は、平安中期の国家を9世紀末から10世紀初頭の国制改革を経て律令国家から改良的に転換した王朝国家としてとらえる立場^{*3}から宮廷儀礼の研究を行い、10世紀以降の宮廷儀礼の成立過程や特質を明らかにする。

本論文では儀礼で奏される音楽を儀礼分析の視角とする。音楽は儀礼・行事の主要な要素の一つであり、儀礼の構造や特質の解明に有効な視角である。音楽制度史に関する代表的な研究は、林屋辰三郎氏の『中世芸能史の研究』（岩波書店、1960）であり、氏は雅楽寮について、9世紀中頃から奏楽に携わるようになった近衛府と10世紀初頭に設置された楽所の発展により衰退したとされた。有吉氏は、9世紀に雅楽寮と近衛府の奏楽する儀礼が峻別・固定化したことを明らかにされ、常設楽所設置の過程について考察された^{*4}。近年では、雅楽寮は11世紀でも奏楽機関としての役割を果たしていた実態が明らかになり^{*5}、9世紀衰退論は否定され、永田氏・荻氏・志村氏らによって各奏楽機関の役割や楽所の成立過程・構成についての専論が発表された^{*6}。しかし、有吉氏が提示された奏楽機会

の峻別・固定化の基準や、各奏楽機関の役割、内裏常設楽所設置の必要性など、具体的に解明されていない点が多い。これは、奏楽機関の成立・展開が、音楽を奏する場である儀礼・行事や、儀礼体系の転換と関連づけられていないためである。したがって、本論文では、三つの奏楽機関の成立・展開・機能などについて、奏楽機会である儀礼・行事の展開や性格、およびその背後にある儀礼体系の違いを軸に検討する。前半部(第一章～第四章)で行う、律令国家の国家儀礼の展開と特質に対する王朝国家宮廷儀礼の成立と特質に関する検討をもとに、後半部(第五章～七章)で各奏楽機関の役割や展開を考察したい。

第一章 儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負楽

本章では、10世紀以降、宮廷で勝負儀礼として行われた相撲召合・正月賭弓・競馬を取り上げ、儀式書の記述をもとに、勝負儀礼における勝負楽の曲目と奏され方の規則性を検討した。相撲召合の勝負楽の曲目は、左方が抜頭、右方が納蘇利であり、①最手勝方勝負楽、②総計勝方勝負楽、の順に奏された。正月賭弓と競馬の勝負楽の曲目は、左方が陵王、右方が納蘇利であり、総計勝方の勝負楽が奏された。これら三種の勝負儀礼の奏楽のあり方には、9世紀までと10世紀以降とで大きな違いがある。9世紀までは、相撲の場合、相撲「節会」において総計勝方勝負楽はなく、賭弓は「勝負楽」ではなく「懸物」であり、競馬の場合、五月五日節会当日の勝方勝負楽ではなく、十月の「競馬負態」であった。このような9世紀段階のあり方が、10世紀以降は当日に総計の勝方が勝負楽を奏する様式へ転換し、勝負儀礼の勝負楽の方式として統一されたのである。この奏楽様式の原理的な転換は、勝負楽が奏される場である儀礼そのもののあり方が転換したためと考えられ、10世紀以降の勝負儀礼が、単に9世紀までの儀礼が縮小・衰退した過程や結果だととらえたのでは説明できない。また、奏楽様式が転換した時期はいずれも10世紀初頭であり、三種の儀礼が同時期に転換したことを表している。

第二章 相撲儀礼の転換 ―相撲「節会」から相撲「召合」へ―

本章では、相撲節会、相撲召合と童・瀧口による臨時相撲を取り上げた。第一章の考察をもとに、相撲節会では相撲司に編成された雅楽寮が占手・最手勝方勝負楽と左右交互の奏楽を行い、相撲召合では近衛府が最手と総計の勝方勝負楽を奏する、という奏楽主体と奏楽内容の違い、場や相撲人、運営主体の相違点を総合して、相撲節会と相撲召合それぞれの特徴を導き出した。9世紀の相撲儀礼のうち、召合の特徴である近衛府の奏楽が見られる事例は、相撲節会とは別に現役の近衛舎人を相撲人として行った臨時の相撲儀礼やその負態であった。9世紀には相撲節会とは別に相撲召合の起源となる臨時相撲儀礼が存在し、両儀礼が並存している状況で、宇多朝に至って臨時相撲儀礼が召合と呼ばれ、節会に代わって年中行事になった。つまり、9世紀末から10世紀初頭にかけて、節会から召合へと相撲儀礼が転換したのである。9世紀の童相撲は幼帝のための遊興として、10世紀以降は主に東宮や親王の為の臨時相撲行事として行われ、天皇は瀧口の相撲を観覧した。これら臨時相撲行事は、近臣を方人とし殿上人や殿上童を籌刺や舞人とした、昇殿を許された人々だけの内々の行事であった。

相撲節会の参列者は全官人であり、行列・行進して位階別に整列し拝礼を行うなど、位階制の礼的秩序を可視的に表現し確認する場であった。相撲召合は、公卿・殿上人も天皇とともに近衛府による相撲や勝負楽などの芸能を観覧し、飲食をともにすることで、天皇と公卿・殿上人との人格的つながりを確認する機能があった。童・瀧口の相撲は、昇殿を許された人々だけの内々の行事であり、天皇や東宮とその場に参加できる限られた一握りの人々だけが、より限定的かつ濃密な人格的つながりを確認する役割を果たした。相撲儀礼は三種類あり、それぞれに独自の機能を果たしていたのである。

第三章 歩射の儀礼・行事

本章では、歩射の儀礼である射礼、賭弓と射場始・殿上賭弓について考察した。8世紀には親王以下の全官人が行う歩射を天皇が観閲する「大射」が行われていた。「大射」は律令軍制が発動される際に指揮官集団・将軍直衛軍になる中央官人の武芸を天皇が検閲するという性格を有していたもので、中央官人の射芸の水準維持などの実際の機能を果たしていた。延暦年間に軍団兵士制が廃止され律令軍制が解体すると、射礼は衛府の歩射を天皇が観覧する儀へと変化し、10世紀以降は公卿の着行のもとに衛府が歩射を行う儀として継承された。正月の賭弓の起源とされた8世紀の「内射」は、「大射」のうち兵部省の管轄である親王以下五位以上の射手だけの歩射儀を指し、本質は射礼であり賭弓のような勝負の要素はなかった。また、弘仁年間から見られる賭物をかけて勝負をした臨時の遊興的行事に、正月賭弓の特徴を見いだせることから、これら臨時の行事を背景として正月賭弓が成立したと言える。10世紀初頭になると、正月賭弓は近衛府による賭弓と勝負楽の奏楽を天皇と公卿・殿上人が観覧する行事へと展開した。射場始・殿上賭弓においては「中科」という的中率約半数の基準があり、それを達成した者には内蔵寮や后宫から懸物が与えられた。この「中科」が記載され管理される「科簡」は公卿・殿上人で構成されていること、射場始や殿上賭弓は公卿・殿上人、時には天皇自らが歩射を行う行事であることから、童相撲と同様に、天皇と昇殿を許された人々との限定的な内々の行事であったと言える。相撲儀礼のように、10世紀型の勝負儀礼である正月賭弓は射礼とは別個の臨時の行事に由来する儀礼であること、歩射儀礼も三種類あり、それぞれに果たした役割や特質が異なっていることが明らかになった。

第四章 五月五日節会と騎射・競馬

本章では、弓馬の儀礼である五月五日節会と行幸競馬、騎射手結を取り上げた。8世紀における五月五日節会の中心的な内容は天皇が騎射を観閲することであり、その騎射は正月の射礼における歩射と同じく律令軍制の指揮官集団・将軍直衛軍になる中央官人の武芸を天皇が検閲するという性格を有するものであった。律令軍制の解体後、五月五日節会は騎射の他にも走馬や競馬などの種々の弓馬の内容を含む複合的な儀礼として、四月二十八日の駒牽、五月五日・六日と、三日間にわたって行われるようになった。三日とも天皇が四衛府の騎射を観覧したが、いずれも勝負を決するものではなく、五日の騎射が本番で、駒牽の騎射は五日儀のリハーサルとしての真手結、六日の騎射は真手結の成績で選抜された

射手による余興であった。駒牽は、節会のための御馬御覧と五日の騎射のための真手結の場であり、節会準備の最終段階に位置づけられる。五日は臣下貢馬による走馬が行われたが、騎射と異なり勝負を決し、翌日または翌年の節会六日に負方が奉献しており、六日儀は本来、五日儀の走馬の負態であったと言える。その負態的行事である六日に行われた競馬も勝負を決し、十月に負方の馬寮と衛府が奉献して近衛府が奏楽する負態の宴がもたれた。従来、10世紀以降の行幸競馬や近衛府の騎射手結は、節会の複合的要素が分解した結果であるにとらえられてきたが、行幸競馬は、宇多天皇が節会を行わない年に、仁明朝の先例を踏襲して挙行した臨時の行事である。9世紀末～10世紀前半にかけて節会と行幸競馬は並存した状況にあり、10世紀中頃には節会廃絶が決定的になる反面、行幸競馬は臨時の宮廷儀礼として成立し、摂関の邸宅での行幸競馬や、摂関家における競馬など多方面に展開していった。騎射手結も、9世紀には節会の準備であったのに対し、10世紀からは節会と関係なく行われる近衛府内部の行事となり、手結の結果は祭使や武芸の行事に供奉する者の人選や、昇進の際の判定根拠として用いられた。つまり、単に節会の準備段階が残存したものではなく、儀礼を武芸や奏楽で演出する機関としての近衛府における技芸水準維持のための行事として、新たに展開した行事であったと言え、その転換点は9世紀末から10世紀初頭にあったとすることができる。

第五章 八～九世紀における雅楽寮の機能とその変遷

大宝令施行とともに設置されたと見られる雅楽寮は、従来、9世紀後半から奏楽機会が固定化し人員が削減されて衰退したとされ、その要因は近衛府や楽所の奏楽機関としての発展にあると考えられてきた。だが、近年では11世紀までその機能を保持していた実態が明らかにされ、9世紀後半衰退論は退けられたが、衰退論の根拠となる9世紀後半の人員削減には言及されていない。この人員削減は日本古来の楽舞の人員において顕著である。弘仁年間の儀礼の整備に伴い雅楽寮は外来楽を奏楽・教習する機関として再編されたとする志村氏の説^{*7}をふまえれば、日本古来の舞楽人員削減は余剰人員の整理であり、再編の最終段階と考えられる。雅楽寮が奏楽を担当したのは、律令祭祀と律令国家の国家的仏事、相撲節会などの節会系の儀礼、大臣大饗など太政官の饗応の三種類であった。これは、雅楽寮が律令国家の官僚機構の一つであり、雅楽寮の奏楽は太政官—治部省—雅楽寮という被管関係に基づく機構を媒介とした奉仕にあたる。また、神祇官や治部省—玄蕃寮—僧綱によって行われる律令祭祀・仏事は、律令国家が国家の安泰を祈願するものであり、雅楽寮の音楽には参列者の意識と感性を高揚させ一体化する作用と、奉納・供養という形で神仏に祈願を届ける役割があったと言える。節会系儀礼では位階制にもとづく君臣関係の秩序が、太政官の饗応では大臣と公卿以下太政官官人との上下関係と職務奉仕の秩序が視覚的に表現され、その場における雅楽寮の音楽は、聴覚をとおして内面から礼的秩序を確認させる「礼楽」の機能があったと考えられる。節会系の儀礼のなかには、10世紀初頭の儀礼体系の転換によって廃絶するものもあり、雅楽寮は一部の役割を減少させた。しかし、太政官の饗応の場や行幸、存続した節会などでは引き続き奏楽を担当し、その儀礼が存続する限りにおいて、位階秩序・太政官内秩序を維持するための奏楽機関としての役割は保持されたのである。

第六章 奏楽機関としての近衛府の成立と展開

本章では、奏楽機関としての近衛府の成立と展開について、雅楽寮と同様に 9 世紀後半の奏楽機会の峻別とその固定化の基準をもとに考察した。近衛府の奏楽は、鼓吹司と同様に儀礼で隊列を整える軍樂的演奏にはじまり、衛府の幹部クラスであった軍事氏族の相伴・佐伯氏が継承した久米舞や、東国出身の衛府下級官人が継承した東遊などの舞樂の素養を前提とし、雅楽寮との交流をとおして外来樂の舞樂を習得したと考えられる。近衛府成立当初から舞樂の奏樂に携わり、神事・祭祀においては東遊を舞い、臨時の相撲と五月六日競馬の負態、旬宴での奏樂を担った。臨時の相撲や六日の競馬は、近衛舍人が相撲人・馬騎になった勝負であり、その負態で負方の衛府が奏樂したが、これは 10 世紀以降の勝負儀礼で奏される、総計勝方勝負樂に連なる奏樂である。後日負方が奏樂する方式が、当日勝方が勝負樂を奏する方式へと転換するのは 10 世紀初頭のことであり、儀礼体系の転換に伴い奏樂方式も転換したと考えられる。旬宴の参加者は侍臣であり、節会のように全官人を対象としたものではなく、天皇と限られた人々との人格的結合を確認する機能をもっていた。以上から、9 世紀の近衛府が奏樂した場合は、王朝国家で宮廷儀礼として行われた儀礼に連なるものであり、近衛府が奏楽機関として発展したのは、儀礼体系の転換によって奏楽機会が拡大したことによると言える。

第七章 内裏常設樂所と儀礼・行事

本章では、内裏常設樂所の設置の背景と機能に関する研究を行った。樂所が奏樂に携わったのは、先行研究で取り上げられた御遊の他に、童相撲や殿上賭弓などの臨時の勝負の儀礼と、賀茂・石清水臨時祭があった。御遊と臨時の勝負儀礼は、天皇と公卿・殿上人という限られた人々との間で管弦の演奏や相撲・歩射の勝負を楽しむ内々の殿上の行事であり、天皇と昇殿制に裏付けられた人々との濃密な関係における紐帯を確認・強化していく役割があった。賀茂・石清水臨時祭は、寛平年間の賀茂臨時祭の成立を始めとする、恒祭とは異なる天皇の「御願」祭祀であり、奉納する東遊の舞人・陪従は殿上人の中から選ばれた。また、樂所の内部行事である樂所始や習物の試などの行事の中心は、臨時祭試樂のように天皇の御前で奏樂を披露することであり、樂所は天皇直属の奏楽機関としての特質があったと言える。樂所別当は蔵人頭と六位蔵人で、樂所の月奏案を六位蔵人平信範が『知信記』写本の料紙として使用していることから、樂所の月奏作成の責任者が樂所別当六位蔵人であったことがわかる。臨時祭における舞人定は蔵人頭の仕事であり、舞人の交替の連絡などの事務処理に蔵人所出納があたるなど、蔵人と蔵人所の関与が随所に見られる。これは、天皇直属の奏楽機関としての樂所の特質から蔵人が適任であったことと、勤務管理や行事への参画に別当や事務処理担当として蔵人や蔵人所職員があたることで、行事運営を円滑に行うためだと考えられ、これこそが樂所新設の直接的理由であったと考えられる。

終章 王朝国家宮廷儀礼の成立と奏楽機関の展開

本論文の前半部である第一章から第四章の考察結果から導き出される共通点は、いずれの儀礼も、9世紀末から10世紀初頭に律令国家の国家儀礼である節会から王朝国家の宮廷儀礼である勝負儀礼へ、儀礼の体系が転換していることである。節会の内容や機能のままに存続したと考えられた行事も、王朝国家の宮廷儀礼に即した形で新たな役割を付与され展開した行事であった。従来は、相撲節会・射礼・五月五日節会など、律令国家において節会として行われてきた儀礼が9世紀に縮小し、10世紀に入って廃絶・分解・縮小され、相撲召合や賭弓、競馬などとして行われるようになったと理解され、その背後に律令国家の衰退過程としての平安中期が描かれていた。しかし、これら三つの勝負儀礼はいずれも律令国家の節会から成立したものではなく、節会が本来の意義を失い衰退する中で、新たに催された臨時の儀礼に由来するものである。律令国家の節会は、天皇に対し全官人が位階に基づいて整列して拝礼し、太政官を頂点とする律令官僚機構によって運営され、位階制による人格的つながりを確認し、律令官僚機構を媒介とする奉仕を行う、律令国家の国家儀礼である。それに対して10世紀以降の勝負儀礼は、天皇と公卿・殿上人がともに近衛府の相撲・歩射・競馬などの武芸の勝負や奏楽を観覧する、昇殿制にもとづく人格的つながりを確認・強化していく儀礼である。この儀礼体系の転換は、王朝国家への国家体制の転換と、昇殿制という新たな編成原理が導入された宮廷社会の変質と密接に関連しているのである。さらに、この転換期と時期を同じくして、天皇と昇殿を聴された限定的な人々との、より濃密な人格的つながりと精神的紐帯を確認する場としての内輪の行事が成立した。9世紀から10世紀には①律令国家の国家儀礼、②王朝国家の宮廷儀礼、③殿上の遊興行事、の三種類の儀礼・行事があり、それぞれに別個の機能を果たし、9世紀末から10世紀初頭には①から②へと儀礼体系が転換するとともに、新たに③が成立したのである。

後半部である第五章～第七章から、雅楽寮・近衛府・楽所の各奏楽機関と儀礼との関係を簡潔に整理すれば、【(学位論文本文の表番号)表 20】となる。三つの奏楽機関の奏楽する場合は、儀礼の類型によって明確に分けられており、儀礼の性格・機能・運営のあり方によって、奏楽する機関が決定されているのである。奏楽機関としての役割の違いから、雅楽寮は律令国家の奏楽機関、近衛府は王朝国家宮廷儀礼の奏楽機関、楽所は天皇直属の奏楽機関とすることができる。

表20 勝負儀礼の類型と特質

	律令国家の国家儀礼	王朝国家の宮廷儀礼	殿上の遊興行事
儀礼の名称	相撲節会 射礼 五月五日節会	相撲召合 正月賭弓 行幸競馬	童・瀧口相撲 射場始 殿上賭弓
場	豊楽院 武徳殿 など	紫宸殿 摂関邸第など	清涼殿 内裏射場など
参列・参加者	全官人	公卿・殿上人	公卿・殿上人
参加者の立場	列立・拝礼・奉仕	観覧	勝負
奏楽機関	雅楽寮	近衛府	楽所

今後の課題の第一は、儀礼の展開についてである。相撲召合や正月賭弓、行幸競馬など天皇のもとで宮廷儀礼として行われるものとは別に、院政期には院主催の相撲や競馬などが行われるようになる。この院主催の行事の成立過程、および宮廷儀礼に対する位置づけ、という問題がある。また、個別具体的な儀礼研究の積み重ねをとおして、王朝国家宮廷儀

礼の成立の全体像を解明することが必要である。第二は、音楽制度史に関する課題である。臨時楽所と撰関家の家楽所との関連性や、臨時楽所と院主催の行事の成立との関係を明らかにし、院政期に向けた儀礼・行事と奏楽機関の展開を解明したい。

註

- *1 古瀬奈津子「平安時代の儀式と政務—古代から中世へ—」（『日本古代王権と儀式』吉弘文館、1998年）。
- *2 大日方克巳『古代国家と年中行事』（吉川弘文館、1993年）。
- *3 王朝国家についての定義と同立場からの研究蓄積、および研究視角などについては、下向井龍彦「平安時代史研究の新潮流をめぐって—十世紀後半画期論批判」（『日本古代・中世史 研究と資料』15、1997年）。
- *4 有吉恭子「楽所の成立と展開」（『史窓』29、1971年）。
- *5 荻美津夫『平安朝音楽制度史』（吉川弘文館、1994年）。氏の著作は他に『日本古代音楽史論』（吉川弘文館、1977年）、『古代中世音楽史の研究』（吉川弘文館、2007年）がある。
- *6 荻氏前掲註5『平安朝音楽制度史』、永田和也「撰関時代の楽所の職員について」（『史学研究集録』第12号、1987年）、同「大内楽所と藤原道長の家楽所」（『国史学』136、1988年）、志村佳名子①「平安初期における雅楽寮の再編—「弘仁格」の検討を中心として」（『続日本紀研究』第376号、2008年）、同②「日本古代の宮廷儀礼における雅楽寮の機能」（『日本古代学』第3号、2011年）。
- *7 志村氏前掲註6①論文。

1. 史料

(1) 儀式書

神道大系編纂会『神道大系』精興社、は以下の通り。

『朝儀祭祀編一 儀式・内裏式』1980年、『朝儀祭祀編二 西宮記』1993年、『朝儀祭祀編三 北山抄』1992年、『朝儀祭祀編四 江家次第』1991年。

神道大系編纂会『続神道大系 朝儀祭祀編五 侍中群要』精興社、1998年。

続群書類従完成会『群書類従 第六輯』八木書店、1960年、所収のものは以下の通り。

『新儀式』（公事部八〇）、『本朝月令』（公事部八一）、『雲図抄』（公事部八二）、『九条年中行事』（公事部八三）、『小野宮年中行事』（公事部八四）

黒板勝美・国史大系編集会編輯『新訂増補国史大系 政事要略』新装版、吉川弘文館、2000年。

(2) 編年史料

黒板勝美・国史大系編集会編輯『新訂増補国史大系』普及版、吉川弘文館、は以下の通り。

『日本書紀』前篇・後篇、1967年、『続日本紀』前篇、1966年・後篇、1968年、『日本後紀』1971年、『続日本後紀』1971年、『日本文徳天皇実録』1971年、『日本三代実録』前篇・後篇、1971年、『類聚国史』第一～第五、1979年、『日本紀略』第一～第三、1979・1980年。

黒板勝美・国史大系編集会編輯『新訂増補国史大系 本朝世紀』新装版、吉川弘文館、2003年。

(3) 古記録

東京大学史料編纂所編『大日本古記録』岩波書店、は以下の通り。

『貞信公記』1956年、『九暦』1958年、『小右記』1～11、1959～1986年、『御堂関白記』上中下、1952～1954年、『後二条師通記』上中下、1956～1958年、『中右記』1～7、1993年～2014、『殿暦』1～5、1960～1970年。

増補史料大成刊行会編『増補史料大成』臨川書店、は以下の通り。

『権記』・『権記・帥記』1965年、『左経記』1965年、『春記・春記脱漏及補遺』1965年、『水左記・永昌記』1965年、『中右記』普及版、1～7、2001年、『兵範記』1～4・『兵範記5・江記・平知信朝臣記』、1965年、『台記』1～3、1965年。

(4) その他

黒板勝美・国史大系編集会編輯『新訂増補国史大系』普及版、吉川弘文館は以下の通り。

『令義解』1968年、『令集解』第一～第四、1972年、『類聚三代格』前篇、1971年・後篇、1972年、『延喜式』前篇・中編・後篇、1972年、『公卿補任』第一篇、1965年。

黒板勝美・国史大系編集会編輯『新訂増補国史大系 朝野群載』新装版、吉川弘文館、2003年。

竹内理三編『平安遺文 古文書編』五・九、東京堂出版、(1954・1957)年。

続群書類従完成会『群書類従 第四輯 補任部 楽所補任』八木書店、1960年。

続群書類従完成会『続群書類従 第一九輯上 管弦部 御遊抄』八木書店、1958年。

2. 参考文献

(1) 第一章～第四章

- 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、1971年）。
- 太田静六『寝殿造の研究』（吉川弘文館、1987年）。
- 大日方克己『古代国家と年中行事』（吉川弘文館、1993年）。
- 芸能史研究会編『日本の古典芸能 第二巻 雅楽』（平凡社、1970年）。
- 木村茂光「光孝朝の成立と承和の変」（十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂出版、1999年）。
- 倉林正次『饗宴の研究』儀礼編・文学編（桜楓社、1965年・1969年）。
- 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』（吉川弘文館、1986年）。
- 今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理—昇殿制の歴史的意義の再検討から—」（『歴史学研究』第665号、1994年）。
- 齋藤拓海「近衛府と競馬」（『広島大学大学院文学研究科論集』71、2011年）。
- 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』（東京大学出版会、1985年）。
- 佐藤全敏『平安時代の天皇と官僚制』（東京大学出版会、2008年）。
- 下向井龍彦「日本律令軍制の基本構造」（『史学研究』175号、1987年）。
- 同「日本律令軍制の形成過程」（『史学雑誌』第100編第6号、1991年）。
- 同「光仁・桓武朝の軍縮改革について—律令軍制の解体と律令国家の転換—」（『古代文化』49—11、1997年）。
- 鈴木亘『平安宮内裏の研究』（中央公論美術出版、1990年）。
- 関根奈巳「撰開期相撲節における勝敗」（佐伯有清編『日本古代史研究と史料』青史出版、2005年）。
- 染井千佳「相撲の部領使について」（『人間文化創成科学論叢』12、2009年）。
- 詫間直樹編『皇居行幸年表』（平文社、1997年）。
- 武田佐知子「儀礼と衣服」（岸俊男編『日本の古代 第7巻 まつりごとの展開』（中央公論社、1986年）。
- 鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察—『小右記』を中心として」（『史学研究』第199号、1993年）。
- 新田一郎『相撲の歴史』（山川出版社、1994年）。
- 廣瀬千晃「抜頭と相撲節会—勝負楽としての抜頭と陵王—」（『智山学報』50、2001年）。
- 同「相撲節会と楽舞—儀式書にみられる相撲と勝負楽の関連—」（藪田稔・福原敏男編『祭礼と芸能の文化史』思文閣出版、2003年）。
- 同「相撲節会の勝負楽」（『古代文化』56—6、2004年）。
- 服藤早苗『平安王朝の子どもたち—王権と家・童—』（吉川弘文館、2004年）。
- 古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』（吉川弘文館、1998年）。
- 松見正一「平安宮廷行事における「童」—童相撲と童舞をめぐって—」（『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊4、1996年）。
- 目崎徳衛「平安時代初期における奉獻」（『平安文化史論』桜楓社、1968年）。
- 山田英雄「平安時代の日記に見える木簡」（『木簡研究』6、1984年）。
- 山中裕『平安朝の年中行事』（塙書房、1972年）。
- 山本信吉「穀倉院の機能と職員」（林陸朗編『論集日本歴史3 平安王朝』有精堂出版、1967

年)。

吉田早苗「平安前期の相撲人」(『東京大学史料編纂所研究紀要』7、1997年)。

同「平安前期の相撲節」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第74集、1997年)。

同「中右記部類」と相撲」(『東京大学史料編纂所研究紀要』8、1998年)。

(2) 第五章～第七章

有吉恭子「楽所の成立と展開」(『史窓』29、1971年)。

上横手雅敬「範国記・知信記・兵範記」(『静脩』30(1)1993年)。

岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』(続群書類従完成会、1994年)。

荻美津夫『日本古代音楽史論』(吉川弘文館、1977年)。

同「東遊と駿河・伊豆国」(『静岡県史研究』9、1993年)。

同『平安朝音楽制度史』(吉川弘文館、1994年)。

同「平安時代中後期の楽所史料」(『新潟史学』36、1996年)。

同『古代中世音楽史の研究』(吉川弘文館、2007年)。

菊池京子「所の成立と展開」(林陸朗編『論集日本歴史3平安王朝』有精堂出版、1976年)。

甲田利雄『平安朝臨時公事略解』(続群書類従完成会、1981年)。

今正秀「王朝国家における別当制と政務運営—官司別当を中心に—」(『史学研究』第199号、1993年)。

志村佳名子「平安初期における雅楽寮の再編—「弘仁格」の検討を中心として」(『続日本紀研究』第376号、2008年)。

同「平安時代日給制度の基礎的考察—東山御文庫本『日中行事』を手がかりとして」(『日本歴史』739号、2009年)。

同「日本古代の宮廷儀礼における雅楽寮の機能」(『日本古代学』第3号、2011年)。

下向井龍彦「議所に内豎所簡を立つ—内豎所公卿別当が内豎所簡に加署することの意味—」(『史人』第4号、2012年)。

中川尚子「古代の芸能と天皇—「宮廷芸能」の成立をめぐって」(『日本史研究』447、1999年)。

永田和也「撰関時代の楽所の職員について」(『史学研究集録』第12号、1987年)。

同「大内楽所と藤原道長の家楽所」(『国史学』136、1988年)。

同「大歌所について」(『國學院雑誌』91-2、1990年)。

林屋辰三郎『中世芸能史の研究』(岩波書店、1960年)。

前川明久「平安時代の東遊について」(『芸能史研究』5、1964年)。

三橋正『平安時代の信仰と宗教儀礼』(平文社、2000年)。

山田孝雄『源氏物語の音楽』(宝文館、1934年)。

横田美緒「賀茂祭の成立と律令国家」(『史学研究』278号、2013年)。

渡辺あゆみ「平安期の史料にみられる「御遊」の概念」(『創価大学大学院紀要』30、2008年)。

渡邊誠「大臣大饗と太政官」(『九州史学』156号、2010年)。

同「大臣大饗沿革考」(『史人』第3号、2011年)。